平成26年8月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第55号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

委林整備補助金交付規則(昭和48年岩手県規則第73号)の一部を次のように改正する

	林怀奎浦州列金文刊规则(咱和19年石于宏规则第13万)》	でなりように以上する。
	改正前	改正後
Ī	(定義)	(定義)
	竺 0 夕 「m 夕]	第0 条 「败]

第2条 |略|

に林野庁長官が承認する森林環境保全整備事業計画(以下「 事業計画」という。) に基づいて行う次の各号に掲げるもの をいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

- (6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝 葉の除去又は間伐(第8号に掲げる間伐をいう。)若しく は更新伐(第9号に掲げる更新伐をいう。) と一体的に行 う林木の枝葉の除去をいう。
- (7) 除伐等 別に定める要件を満たす森林において行う不 用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。

(8) [略]

(9) [略]

- (10) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に 実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を 目的として行う野生鳥獣による森林の被害を防止するた めの施設等の整備

イ~エ 「略]

- (11) 森林作業道整備 別に定める森林作業道作設指針に適 合する作業道(以下「森林作業道」という。)の開設及び 改良であって、第1号から第9号までのいずれかの施業と 一体的に実施するもののうち、知事が適当と認めるものを いう。
- 「略]
- 4 この規則において「公的森林整備」とは、別に定める要件 4 この規則において「公的森林整備」とは、別に定める要件 を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、そ の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - $(1)\sim(5)$ [略]

|第2条 |略|

2 この規則において「森林環境保全直接支援事業」とは、別 2 この規則において「森林環境保全直接支援事業」とは、別 に林野庁長官が承認する森林環境保全整備事業計画(以下「 事業計画」という。) に基づいて行う次の各号に掲げるもの をいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

- (6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝 葉の除去又は間伐(第9号に掲げる間伐をいう。) 若しく は更新伐(第10号に掲げる更新伐をいう。) と一体的に行 う林木の枝葉の除去をいう。
- (7) 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木(侵 入竹を含む。) の除去及び不良木の淘汰をいう。
- (8) 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要 件を満たす森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の 除去及び不良木の淘汰をいう。

(9) [略]

(10) [略]

- (11) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に 実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を 目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生 鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

イ~エ 「略]

- (12) 森林作業道整備 別に定める森林作業道作設指針に適 合する作業道(以下「森林作業道」という。)の開設及び 改良であって、第1号から第10号までのいずれかの施業と 一体的に実施するもののうち、知事が適当と認めるものを いう。
- 「略]
- を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、そ の意義は、当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(5)$ [略]

- (6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝 葉の除去又は間伐(第8号に掲げる間伐をいう。)若しく は更新伐(第9号に掲げる更新伐をいう。) と一体的に行 う林木の枝葉の除去をいう。
- (7) 除伐等 別に定める要件を満たす森林において行う不 用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。
- (8) [略]

(9) [略]

(10) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に 実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。 ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を 目的として行う野生鳥獣による森林の被害を防止するた

イ~エ [略]

めの施設等の整備

- (11) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって 、第1号から第8号までのいずれかの施業と一体的に実施 するものをいう。
- 5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件 5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件 を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、そ の意義は、当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(5)$ [略]

- (6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う更新伐(第8号に掲げる更新伐をいう。) と一体的に行う林木の枝 葉の除去をいう。
- (7) 除伐等 別に定める要件を満たす森林において行う不 用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。

(8) [略]

- (9) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に 実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を 目的として行う野生鳥獣による森林の被害を防止するた めの施設等の整備
 - イ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒 廃竹林の整備(全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量 が<u>第1号から第8号</u>に掲げる施業に係る事業量を超える

- (6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝 葉の除去又は間伐(第9号に掲げる間伐をいう。)若しく は更新伐(第10号に掲げる更新伐をいう。)と一体的に行 う林木の枝葉の除去をいう。
- (7) 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木(侵 入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。
- (8) 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要 件を満たす森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の 除去及び不良木の淘汰をいう。

(9) 「略]

(10) [略]

- (11) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に 実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を 目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生 鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

イ~エ 「略]

- (12) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって 、第1号から第10号までのいずれかの施業と一体的に実施 するものをいう。
- を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、そ の意義は、当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

- (6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う更新伐(第9号に掲げる更新伐をいう。) と一体的に行う林木の枝 葉の除去をいう。
- (7) 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木(侵 入竹を含む。) の除去及び不良木の淘汰をいう。
- (8) 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要 件を満たす森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の 除去及び不良木の淘汰をいう。

(9) [略]

- (10) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に 実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を 目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生 鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備
 - イ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒 廃竹林の整備(全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量 が前各号に掲げる施業に係る事業量を超えるものを除く

ものを除く。)

(10) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって 、第1号から第8号までのいずれかの施業と一体的に実施 するものをいう。

各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めると ころによる。

(1) 「略]

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被 害が発生している松林において、森林病害虫等防除法(昭 和25年法律第53号) 第2条第7項に規定する樹種転換を目 的に行う次に掲げる施業をいう。

ア〜オ [略]

カ 除伐等 別に定める要件を満たす森林において行う不 用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう

キ [略]

- ク 附帯施設等整備 衛生伐及びアからキまでのいずれか の施業と一体的に実施するものであって、次に掲げるも のをいう。
 - (ア) 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保 全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害を防止 するための施設等の整備
 - (イ) 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつあ る荒廃竹林の整備(全体事業量の中で荒廃竹林整備の 事業量が衛生伐及びアからキまでの施業に係る事業量 を超えるものを除く。)
- ケ 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって 、衛生伐及びアからキまでのいずれかの施業と一体的に 実施するものをいう。

。)

- (11) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって 、第1号から第9号までのいずれかの施業と一体的に実施 するものをいう。
- (12) 森林保全再生整備 野生鳥獣による別に定める被害が 発生した森林において行う次のいずれかに該当するものを いう。
 - ア 鳥獣害防止施設等整備 野生鳥獣による森林の被害の 防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整
 - イ 鳥獣の誘引捕獲 野生鳥獣を誘引し、捕獲すること(当該捕獲のために必要な施設の整備等を含む。)。
- 6 この規則において、「保全松林緊急保護整備」とは、次の 6 この規則において、「保全松林緊急保護整備」とは、次の 各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めると ころによる。

(1) [略]

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被 害が発生している松林において、森林病害虫等防除法(昭 和25年法律第53号) 第2条第7項に規定する樹種転換を目 的に行う次に掲げる施業をいう。

ア~オ 「略]

- カ 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木(侵 入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。
- キ 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要 件を満たす森林において行う不用木(侵入竹を含む。) の除去及び不良木の淘汰をいう。

<u>ク</u> [略]

- ケ 附帯施設等整備 衛生伐及びアからクまでのいずれか の施業と一体的に実施するものであって、次に掲げるも のをいう。
 - (ア) 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保 全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止 、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備
 - (イ) 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつあ る荒廃竹林の整備(全体事業量の中で荒廃竹林整備の 事業量が衛生伐及びアからクまでの施業に係る事業量 を超えるものを除く。)
- コ 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって 、衛生伐及びアからクまでのいずれかの施業と一体的に 実施するものをいう。

7・8 「略]

(補助金の交付の条件)

- とする。
 - (1) 「略]
 - (2) 事業実施年度以降5年以上の森林保険に加入すること (衛生伐、附帯施設等整備及び森林作業道整備に係る補助 を除く。)。

 $(3)\sim(6)$ 「略]

(7) <u>第2条第2項第9号イ</u>、<u>第4項第9号イ</u>、<u>第5項第8</u> 号イ若しくは第6項第2号キ(イ)の更新伐を実施した場合 にあっては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育 成循環施業に係る協定又は事業計画に定める維持すべき立 木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条第2項第9号 ウ、第4項第9号ウ、第5項第8号ウ又は第6項第2号キ (ウ)の更新伐を実施した場合にあっては当該更新伐を実施 した年度から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区 域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として 更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助 金相当額を返還すること。

7・8 「略]

(補助金の交付の条件)

- 第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件 第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件 とする。
 - (1) 「略]
 - (2) 事業実施年度以降5年以上の森林保険に加入すること (衛生伐、更新伐、附帯施設等整備及び森林作業道整備に 係る補助を除く。)。

 $(3)\sim(6)$ 「略]

- (7) 第2条第2項第10号イ、第4項第10号イ、第5項第9 号イ若しくは第6項第2号ク(イ)の更新伐を実施した場合 にあっては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育 成循環施業に係る協定又は事業計画に定める維持すべき立 木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条第2項第10号 ウ、第4項第10号ウ、第5項第9号ウ又は第6項第2号ク (ウ)の更新伐を実施した場合にあっては当該更新伐を実施 した年度から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区 域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として 更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助 金相当額を返還すること。
- (8) 森林保全再生整備を実施した場合において、当該森林 保全再生整備の実施に要する経費について森林整備事業に 係る補助金以外の補助金(国の補助に係るものに限る。) の交付を受けたときは、当該森林保全再生整備につき交付 を受けた森林整備事業に係る補助金相当額を返還すること

2 • 3 「略]

2 • 3 「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則の規定は、平成26年度分の補助金から適用 する。